

障害者手帳の等級・障害支援区分

障害等級別サービス一覧表・各種早見表

■ 障害者手帳の等級

障害者手帳は、身体障害・知的障害(愛の手帳)・精神障害の3種類があり、障害の等級は数字が小さいほど障害の程度が重くなります。

身体障害者手帳

障害部位	等 級
視覚障害	1級～6級
聴覚障害	2級～4級、6級
平衡機能障害	3級、5級
音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	3級、4級
肢体不自由 (上肢・下肢・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)	1級～7級
肢体不自由(体幹)	1級～3級、5級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1級、3級、4級
肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級

❗ 肢体不自由の7級単独では手帳交付の対象とはなりません。

愛の手帳 (療育手帳)

障害の程度により1度～4度に区分されます。

精神障害者保健福祉手帳

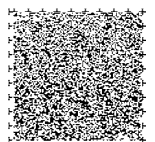
障害の程度により1級～3級に区分されます。

障害支援区分

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)による障害福祉サービスを利用する場合は、障害の特性そのほかの心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを総合的に示す区分認定が必要となります。利用できるサービスについては、8～11ページをご確認ください。

(高い)	必要とされる支援の度合い					(低い)
区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当

❗ 障害児のサービスなど障害支援区分が必要のないサービスがあります。

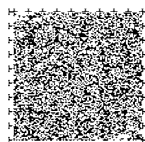


■ 障害者手帳等級別サービス一覧表

※サービスによっては、等級のほかに条件が必要になる場合があります。

● …… 該当
△ …… 一部該当

名 称		ページ	内 容
障害福祉サービス等	障害福祉サービス	8～11 25～27	障害のある方や難病の方が安心して生活を送るために、日常の介護や、訓練を受けることができるサービスです。
	精神障害の方	21	精神障害のある方が安心して生活を送るために、日常の介護や、訓練を受けることができるサービスです。
	難病の方	23	身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービス（ヘルパーの利用、福祉用具の給付など）が利用できます。
	医療的ケア児の方	24	医療的ケア児の方が安心して生活をおくるために、利用できるサービスです。
日常生活の支援（在宅での支援）	寝具乾燥消毒・水洗いクリーニングサービス	28	対象者が使用している寝具を月に1回乾燥消毒します。また、年2回水洗いクリーニングをします。
	福祉理美容サービス	28	対象者が自宅にて理容師または美容師の出張サービスを受けられる福祉理美容券を支給しています。
	紙おむつ・防水シーツの支給	28	申請後に直接委託業者へカタログより注文することで、配送にて現物を支給します。なお、防水シーツも年1回（2枚）支給できます。（1割の自己負担あり）
	おむつ使用料の助成	28	区で支給される紙おむつが持ち込めない病院へ入院されている方が、おむつ代を支払った場合に、その使用料の9割分を助成します。（月額8,100円を上限とします。）
	巡回入浴サービス	29	家庭での入浴が困難な重度の心身障害者のために巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供します。
	重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業	29	介護者（家族など）が行っている医療的ケアなどを訪問看護師が一定時間代替します。
	重度障害者等就労支援事業	29	重度障害者等の方の通勤や職場での介助を支援します。
	在宅重症心身障害児(者)等訪問事業	30	ご家族が自信を持ってお子様の在宅療養に当たられるよう、原則週1回、看護師がご家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談などの支援を行います。
	民間緊急通報システム「マモルくん」	30	警備会社と連携し、緊急通報システム（火災感知器などを含む）を設置します。
	重度脳性まひ者介護事業	30	在宅で介護を要する重度脳性まひ者の家族の方に介護券を支給します。
	住まいの改造助成	31	現在お住まいの家屋で車いすなどを利用して暮らしやすい生活ができるように、段差の解消や手すりの取り付けなどの住まいを改造する費用を助成します。
	民間賃貸住宅家賃等の助成	31	民間賃貸住宅に住み、取り壊しなどで転居を求められている世帯に転居後と転居前の家賃の差額および礼金などの転居一時金を助成します。
日常生活の支援（外出時などの支援）	福祉タクシー券の助成	32	歩行が困難な在宅の障害者の方の外出を支援するため、福祉タクシー券を交付します。
	自動車燃料費の助成	32	歩行が困難な在宅の障害者の方の外出を支援するため、自動車燃料費の一部を助成します。
	自動車運転教習費の助成	32	運転免許を取得する費用の一部を助成します。
	自動車改造費の助成	33	自動車の操向装置および駆動装置に対する改造費用の一部を助成します。
	福祉有償運送	33	国土交通省による福祉有償運送の登録を受けた区内の法人が、リフト付き車両などにより、有償にて送迎を行います。利用の際には、事前に会員登録が必要です。
	車いすの貸し出し	34	疾病、けがなどにより一時的に車いすが必要になった方が通院、通学、各種行事の参加、旅行、散歩などに利用するときに車いすを無料で貸出します。
	補助犬の給付	34	盲導犬（アイメイト）・聴導犬・介助犬などの補助犬を給付します。
	駐車禁止規制の適用除外	35	駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障害者等本人が現に使用中の車両で、標章を掲出した場合に公安委員会による駐車禁止規制からの除外対象となります。
	補装具費の支給	36～37	身体に障害のある方や難病の方の損なわれた身体機能を補い、日常生活や社会活動を容易にするための補装具購入費と修理費を支給します。
	児童の補聴器購入費助成（中等度難聴児発達支援事業）	38	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。
	在宅人工呼吸器使用者自家発電装置等給付事業	39	災害時などにおける停電により、生命の危機に直結する恐れのある在宅人工呼吸器使用者の方に対し、停電時における電力の確保を図るため自家発電装置を給付します。
	日常生活用具の給付	40～46	在宅の心身障害者（児）または難病の方に、日常生活を容易にするための日常生活用具を給付します。



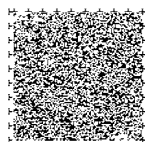


■ 障害者手帳等級別サービス一覧表

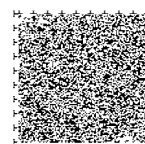
※サービスによっては、等級のほかに条件が必要になる場合があります。

● …… 該当
△ …… 一部該当

名 称		ページ	内 容
手当・年金	心身障害者福祉手当	47	身体障害者手帳 1 級～4 級の方、愛の手帳 1 度～4 度の方、脳性まひの方、進行性筋萎縮症の方、難病医療券をお持ちの方に手当を支給します。
	重度心身障害者手当	47	心身に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を必要とする方に手当を支給します。
	特別障害者手当	47	日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の方に手当を支給します。
	障害児福祉手当	48	重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の方に手当を支給します。
	特別児童扶養手当	48	障害のある 20 歳未満の児童を監護または養育する方に手当を支給します。
	児童育成手当(障害手当)	48	障害のある 20 歳未満の児童を養育する方に手当を支給します。
	児童育成手当(育成手当)	48	障害のある父または母を持つ児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）を養育する方に手当を支給します。
	児童扶養手当	48	障害のある父または母を持つ児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで、児童に障害がある場合は 20 歳未満まで。）を養育する方に手当を支給します。
	障害基礎年金	49	病気やケガで一定の障害の状態になった場合で、初診日が、国民年金加入中、20 歳前、60 歳以上 65 歳未満にある方が、所定の要件を満たしているときに、年金を受けとることができる制度です。
	障害厚生年金・障害手当金	49	病気やケガで一定の障害の状態になった場合で、初診日が厚生年金加入中にある方が、所定の要件を満たしているときに年金または手当金を受けとることができる制度です。
	特別障害給付金	49	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給することができない方が、所定の要件を満たしているときに給付金を受けとることができる制度です。
	障害年金生活者支援給付金	50	障害基礎年金受給者の方が、所定の要件を満たしているときに年金に上乗せして給付金を受け取ることができる制度です。
	心身障害者扶養共済	50	障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、万が一、保護者の方が死亡または重度障害の状態になったとき、障害のある方に対して終身一定額の年金が支給される制度です。
割引・減免	個人住民税(特別区民税・都民税)	51	障害者控除において、納税義務者本人または同一生計配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合に控除を受けることができます。
	軽自動車税(種別割)	51	各障害者手帳をお持ちの方が軽自動車などの所有者もしくは使用者である場合、または、ご親族の方が専ら障害者のために使用する場合に軽自動車税の減免が受けられます。
	自動車税・軽自動車税(環境性能割)	51	各障害者手帳をお持ちの方が自動車などの所有者もしくは使用者である場合、または、ご親族の方が専ら障害者のために使用する場合に自動車税などの減免が受けられます。
	個人事業税	51	納税者ご本人または扶養親族などが障害者で、要件を満たしている場合は減免を受けることができます。
	所得税・相続税・贈与税	51	要件を満たしている場合、障害者控除をはじめ、様々な特例を受けられます。
	鉄道の運賃割引	52	障害者手帳などをお持ちの方やその介護者を対象に、交通機関の料金の割引が受けられます。
	国内航空運賃の割引	52	
	船舶の運賃割引	52	
	民営バスの運賃割引	52	障害者手帳をお持ちの方は、手帳を提示すると運賃が割引になります。また該当手帳を所持している方の介護者についても、乗車割引証が交付され割引になります。
	都営交通の運賃割引	53	都営地下鉄・都バス・都電と日暮里舎人ライナーに無料で乗車することができる都営交通無料乗車券を交付します。
	自動車有料道路の割引	54	事前に申請の上で有料道路を通行する場合に通行料金の割引（5 割引）が受けられます。
	タクシー運賃の割引	54	乗車時に手帳を提示し、本人と確認された場合、タクシー運賃が 1 割引になります。
	NHK 放送受信料の減免	55	障害者手帳をお持ちの方がいる世帯の状況に応じて、NHK 放送受信料を全額または半額免除します。
	粗大ごみ処理手数料の免除	55	特別児童扶養手当または児童扶養手当を受けている世帯の粗大ごみ処理手数料が免除されます。
	水道・下水道料金の基本料金免除	55	特別児童扶養手当または児童扶養手当を受けている世帯の水道・下水道料金が免除されます。
	はがきの無償配布	56	1 人につき 20 枚を無償で配布します。申請時期は年 1 回、4 月 1 日から 5 月末日までとなります。
	郵便料金の割引など	56	郵便物を安価または無料で利用できます。



身体障害者手帳																								愛の手帳 (療育手帳)	精神保健福祉手帳	難病患者	発達障害	医療的ケア			
視覚						聴覚・平衡					音声言語 そしゃく		肢体不自由						内部												
1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	1度	2度	3度	4度					
●	●	●	●			●	●	●			●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●		△			
△	△					△							△	△					△				△	△						△	
△	△					△							△	△					△				△	△			△	△		△	
△	△					△							△	△					△				△	△			△	△		△	
●	●	●				●	●				●		●	●	●	△			△	△	△		●	●	△		△	△		△	
●	●					●							●	●					●	●			●	●	●	△	△			△	
●	△					●							●	△	△				△	△						△					
●	△					●							●	△	△				△	△						△					
49ページをご覧ください。																															
49ページをご覧ください。																															
49ページをご覧ください。																															
49ページをご覧ください。																															
●	●	●				●	●				●		●	●	●				●	●	●		●	●	●	●	△				△
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
●	●	●	△			△	●		△		△		●	●	△	△	△	△	●	△	●	●	●	●	●	●	△				
●	●	●	△			△	●		△		△		●	●	△	△	△	△	●	△	●	●	●	●	●	●	△				
詳しくは中央都税事務所へお問い合わせください。(51ページ参照)																															
詳しくは管轄の税務署へお問い合わせください。(51ページ参照)																															
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△	△	△	●				
対象となる障害種別は、各船舶会社によって異なります。各船舶会社にお問い合わせください。																															
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△				
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
55ページをご覧ください。																															
55ページをご覧ください。																															
●	●					●							●	●					●	●			●	●							
詳しくは、各郵便局にお問い合わせください。(56ページ参照)																															

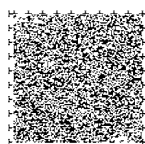


■ 障害者手帳等級別サービス一覧表

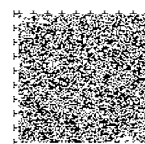
※サービスによっては、等級のほかに条件が必要になる場合があります。

● …… 該当
△ …… 一部該当

名 称		ページ	内 容
割引・減免	携帯電話料金の割引	57	携帯電話の基本使用料や各種サービスなどの割引を受けることができます。
	電話番号の無料案内	57	NTT 番号案内の 104 番を無料で利用できます。
	東京都障害者休養ホーム	58	障害者（児）の方が家族や仲間とくつろげる宿泊施設を東京都が指定し、年間（4月1日～翌3月31日）2泊まで、この施設を利用した方の宿泊利用料の一部を助成します。
	都立公園・都立公園駐車場・都立文化施設の無料利用	58	都立公園または都立公園駐車場、都立文化施設を利用する場合、障害者手帳の提示により無料で利用できます。
	区民施設利用料金の減免	59	介助が必要な障害者 1 名につき介助者 2 名（アイススケートリンクは介助者 1 名）の施設利用料金が免除になります。
医療費	心身障害者医療費の助成（マル障）	60	健康保険証を使って病院、診療所などでかかった医療費の自己負担金に対してその自己負担金の一部を助成します。助成対象者には「障（マル障）受給者証」を交付します。
	東京都の医療費助成（マル都医療券）	61	認定された疾病にかかる診療、調剤、訪問看護に要する医療費のうち、医療保険適用後の医療費自己負担額の一部が助成されます。
	特定疾患（指定難病）医療費助成	61	認定された難病にかかる診療、調剤、訪問看護に要する医療費のうち、医療保険適用後の医療費自己負担額の一部が助成されます。
	小児慢性特定疾病医療費助成	61	認定された疾病にかかる診療、調剤、訪問看護に要する医療費のうち、医療保険適用後の医療費自己負担額の一部または全額が助成されます。入院時の食事療養費についても一部または全額が助成されます。
	自立支援医療（育成医療）の支給	62	手術などにより障害の改善が見込まれる場合に、その医療費の一部または全額が支給されます。
	自立支援医療（更生医療）の支給	62	手術などにより障害の程度を軽くしたり、取り除いたりすることが可能な場合に、特定の治療に対する医療費の一部が支給されます。
	自立支援医療（精神通院医療）の支給	63	精神疾患の為に通院し、健康保険証を使って病院、診療所などでかかった医療費の負担割合を 1 割に軽減します。
	小児精神障害者入院医療費助成	63	小児精神障害者の精神疾病にかかる入院医療費を助成します。（食事代、差額ベッド代は対象外です。）
その他の情報	障害者歯科診療	64	障害のある方で、一般の歯科診療所での受診が困難な場合や「かかりつけ歯科医」がいなくてお困りの方を対象にした歯科診療を実施しています。
	手話通訳者の派遣	65	日常生活や社会生活において、健聴者との意思の疎通を円滑にするために手話通訳者を派遣・配置します。
	要約筆記者の派遣	65	日常生活や社会生活において、健聴者との意思の疎通を円滑にするために要約筆記者を派遣します。
	区役所本庁舎における遠隔手話通訳サービス・手話通訳者の配置	65	区役所本庁舎において手話通訳を必要とする方へタブレット端末から手話通訳オペレーターにテレビ電話をつなぐサービスを実施しています。また、区役所 1 階総合案内にて、毎週金曜日 13 時～16 時に手話通訳者を配置しています。
	声のたより・声の広報・点字広報・音声対応のホームページなど	66	視覚に障害のある方を対象に、区政情報などを紹介しています。
	えどがわ区民ニュース	66	聴覚に障害のある方を対象に、区政情報などを紹介しています。
	区立図書館でのサービス	67	郵送サービス、宅配サービスなどのサービスを受けることができます。ただし、障害の程度および図書館によって受けられるサービスが異なりますので、詳しくは、各図書館にお問い合わせください。
	点字図書館	68	日本点字図書館／東京ヘレン・ケラー協会点字図書館／日本視覚障害者団体連合点字図書館についての情報を紹介しています。
	聴覚障害者情報文化センター（聴覚障害者情報提供施設）	68	聴覚に障害がある方への生活と文化の向上を目的に、聴覚に障害のある方またはその家族・関係者、手話を学習する方などを対象とした事業を行っています。
	障害者就労支援センター	69	障害者の一般就労の機会拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、就労面と就労に伴う生活面の支援として、事業を行っています。
	みんなの就労センター	69	高齢者や障害者、ひきこもり状態にある方などを含め、働く意欲のある方を面々の能力に応じて、その能力を最大限に発揮できる就労の場を確保・提供し、就労に結び付けるお手伝いをします。
	就学相談	70	心身の発達に心配があるお子さんの就学相談を行っています。
	就学奨励費	70	児童や生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するために学用品購入費、給食費、通学費、修学旅行費などの一部を助成します。
	フレンドリースクール	70	中学校特別支援学級や特別支援学校を卒業後、社会人として生活している方が定期的に集まり、スポーツやレクリエーション、美術・音楽などの活動を通じて、仲間との交流を深めています。
	パラスポーツ	71	区内でできるパラスポーツや各種教室事業のほか、各スポーツ施設に設置している相談窓口などを紹介しています。
	選挙（郵便等投票）	71	身体に重度の障害のある方（要件に該当する方）が事前に選挙管理委員会に申請したうえで、在宅のまま郵便などを利用して投票できます。
	ヘルプカード・ヘルプマーク	79	自ら「困った」と伝えられない障害者などの皆さんが、普段から身に付けておくことで、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。



身体障害者手帳																								愛の手帳 (療育手帳)				精神保健福祉手帳	難病患者	発達障害	医療的ケア
視覚						聴覚・平衡					音声言語 そしゃく		肢体不自由						内部												
1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	1度	2度	3度	4度					
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△									●	●	●	●	●				
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
●	●					●							●	●					●	●	●		●	●			△				
61 ページをご覧ください。																															
61 ページをご覧ください。																															
61 ページをご覧ください。																															
62 ページをご覧ください。																															
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△									
																											●		△		
																											△		△		
詳しくは江戸川区歯科医師会ホームページをご確認ください。(64 ページ参照)																															
						●	●	●		●	●	●																			
						●	●	●		●	●	●																			
						●	●	●		●	●	●																			
●	●	●	●	●	●																										
						●	●	●		●																					
67 ページをご覧ください。																															
68 ページをご覧ください。																															
						●	●	●		●																					
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
詳しくはみんなの就労センターへお問い合わせください。(69 ページ参照)																															
70 ページをご覧ください。																															
70 ページをご覧ください。																															
70 ページをご覧ください。																															
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
													△	△					●	●	●										
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



■ 障害支援区分と利用できる障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づくサービスです。

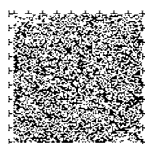
障害福祉サービス等は障害支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。

サービスの利用方法や相談窓口は、25～27ページをご覧ください。

障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児（発達障害を含む）に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害児（発達障害を含む）に対して、放課後や夏休みなどの休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行います。
	保育所等訪問支援	保育所などを利用中の障害児に、支援員が保育所などを訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
入所支援 障害児	福祉型障害児入所支援	障害児（発達障害を含む）が入所し保護を受けながら、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導などを受けます。医療型では併せて治療も行います。 江戸川区児童相談所（電話：5678-1810）にご相談ください。
	医療型障害児入所支援	

※18歳以上の方は、サービスによって障害支援区分の認定が必要になり、区分に応じて要否が判断される場合があります。

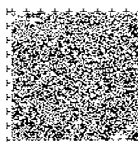
介護給付	居宅介護	家事援助	自宅で、入浴、排泄、食事の介護および家事のお手伝いを行います。また、通院する時や官公署（区役所）への申請、相談に行くときに移動の介助を行います。
		通院等介助(身体介護あり)	
		通院等介助(身体介護なし)	
		通院等乗降介助	
		身体介護	
	同行援護		視覚障害により移動が困難な方に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などの外出支援を行います。
	行動援護(知的・精神)		自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出支援を行います。
	重度訪問介護		重度の肢体不自由または、重度の知的障害もしくは精神障害により日常生活全般に介護を必要とする方に、総合的な介護を行います。
	重度障害者等包括支援		介護の必要性がとて高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
	生活介護		日常生活全般に介護を必要とする方に、日中、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作活動または生産活動を提供します。
	施設入所支援		施設に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	療養介護		医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援などを行います。
	短期入所		自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。



※ ●および△が利用できる障害支援区分です。（△は50歳以上）

[illegible]

	●	●	●					
	●							
	●	●	●	●	△			
	●	●	●	△				
	●	●						
	●	●	●	●	●	●		●



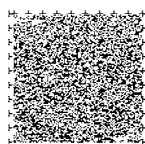
■ 障害支援区分と利用できる障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づくサービスです。

障害福祉サービス等は障害支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。

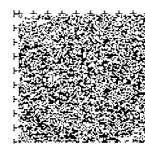
サービスの利用方法や相談窓口は、25～27ページをご覧ください。

訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	介護サービス包括型	共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談や入浴、排泄または食事の介護のほか、日常生活上の援助を行います。
		外部サービス利用型	
	自立訓練	生活訓練	施設、事業所または居宅において、一定期間、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談および助言などの支援を行います。
		機能訓練	施設、事業所または居宅において、一定期間、必要なリハビリテーション、生活などに関する相談および助言などの支援を行います。
	宿泊型自立訓練		日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方に対し、地域移行に向けて一定期間、生活の場所を提供し、生活能力の向上のための支援、生活などに関する相談・助言を行います。
	自立生活援助		一人暮らしへの移行を希望する障害者について、定期的な訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。
	就労移行支援		一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型・B型)		一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援		障害者の就労の継続を図るための必要な支援を行います。
地域相談支援	地域移行支援		精神科病院または施設などを退所する方に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居の確保、関係機関との調整などを行います。
	地域定着支援		自宅において単身などで生活する方に、常時連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
地域生活支援	地域活動支援センターⅠ型		専門職員による相談支援を行います。また創作活動、生産活動の場を提供し社会との交流促進などを支援します。 ☆施設利用料1日100円。ただし、相談のみの利用は無料です。
	地域活動支援センターⅡ型		就労が困難な方に、創作的活動または生産活動、交流、入浴サービスなどの支援を行います。
	地域活動支援センターⅢ型		主に精神障害のある方に、創作的活動、生産活動の場を提供し、社会との交流促進などの支援を行います。 ☆施設利用料1日100円。
	移動支援		移動が困難な方に、買い物同行、散歩など、外出時の支援を行います。
	日中一時支援		日中活動の場を提供し、見守り、社会適応のための訓練などを行い、家族の一時的な休息を支援します。



※ ●が利用できる障害支援区分です。

	区分⑥	区分⑤	区分④	区分③	区分②	区分①	非該当	児 童
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●			
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	●
	●	●	●	●	●	●	●	●



■ 申請可能な手当の早見表

詳しくは各手当のページをご覧ください。

障害の程度	0歳～20歳未満	20歳～65歳未満	65歳以上
身体障害1級・2級 愛の手帳1度・2度 重度の精神障害 脳性麻痺 進行性筋萎縮症	【区①】 児童育成手当 (障害手当) 48ページ 手帳等級または特児級で判定 【保護者に支給】 【国】 特別児童 扶養手当 48ページ 診断書による判定 が必要な場合あり 【保護者に支給】 【国】 障害児福祉手当 48ページ 診断書による判定 【都】重度心身障害者手当 47ページ 都センターによる判定	【国】特別障害者手当 47ページ 診断書による判定	
愛の手帳 3度		【区①】 心身障害者 福祉手当 47ページ	18歳未満の子 を養育する方が 重度障害者 保護者に支給
愛の手帳 4度	＜一部該当＞ ・愛の手帳4度 ・肢体4級 ・血液疾患等の 内部障害 ・難病		【国】 児童扶養手当 48ページ
身体障害3級・4級		【区③】心身障害者福祉手当 47ページ	【区】 児童育成手当 (育成手当) 48ページ
国指定難病・ 小児慢性疾患 医療費受給者		【区②】心身障害者福祉手当(難病要件) 47ページ	児童家庭課援助係 5662-1259

障害者福祉課自立援助係

5662-0062

※区手当は①＞②＞③の順に金額の最も高いものを1種類支給します。
※障害要件のほか、入院入所や所得などの制限がある場合があります。

医療費助成の早見表

障害程度または年齢・難病などの疾患の種類に応じて、医療費助成を受けられる場合があります。制度により所得制限や対象者の制限があります。詳しくは担当係までご相談ください。

障害要件等	0歳～中学校卒業	～18歳未満	18歳～64歳	65歳～74歳	75歳以上
医療保険	国民健康保険・社会保険（74歳まで）				
障害者手帳をお持ちの方	【区】子ども医療費助成（マル乳・マル子・マル青） 児童家庭課医療費助成係 5662-8578				後期高齢者医療制度（75歳以上） 一定の障害があれば65歳から加入可能 医療保険年金課高齢者医療係 5662-1415
特定の医療が必要な方（身体障害）	【国】自立支援医療（育成医療） 62ページ 健康サービス課庶務係 5661-2473				【国】自立支援医療（更生医療） 62ページ 障害者福祉課自立援助係 5662-0062
特定の医療が必要な方（精神障害）	【国】自立支援医療（精神通院医療） 63ページ 障害者福祉課認定係 5661-2465				
難病や小児慢性特定疾病をお持ちの方	【都】小児精神障害者入院医療費助成 63ページ 障害者福祉課認定係 5661-2465				
	【国】小児慢性特定疾病医療費助成 61ページ 障害者福祉課医療給付係 5662-1414				
	【国】特定医療費（指定難病）助成 61ページ 障害者福祉課医療給付係 5662-1414				
	【都】難病医療費助成（マル都） 61ページ 障害者福祉課医療給付係 5662-1414				

